

科目名	事件で学ぶ法律学	科目分類	■ 専門科目群 □ 総合科目群		
			総合政策学部	□ 必修 ■ 選択	
			学部	□ 必修 □ 選択	
英文表記	Legal Cases Study	開講年次	■ 1 年 □ 2 年 □ 3 年 □ 4 年		
		開講期間	■ 前期 □ 後期 □ 通年 □ 集中		
ふりがな	つなしま きみひこ	実務家教員担当科目	○	修得単位	2 単位
担当者名	綱島 公彦	実施方法	■ 対面のみ □ 遠隔のみ □ 対面・遠隔併用		
授業のテーマ	日常生活で経験したり、新聞報道等で見聞きする事例に関する裁判例等を通じ、市民の日常生活に関わるどのような法（主に民事法関係）が存在し、どのような規律があるのかを学びます。				
到達目標	1. 自分たちの日常生活を取り巻く法律等についての基本的な知識を習得した上で、その趣旨と目的を理解し、法律を学ぶ上で必要なリーガルマインド（法的思考力）を意識するようになる。 2. 判決文等の読解能力が向上する。				
授業概要	授業では、最高裁の判決文の読解に挑戦したり、下級審の裁判例の判決文などをもとに、市民の日常生活に関わる法の規律について学びます。資料等に基づく講義による解説も行いますが、細かい知識の習得や難解な学説の理解は今後の専門科目に譲り、本科目では、素朴な疑問を述べ合う質疑や学生同士の口頭議論を通じて、各自の現時点での問題意識をより深めることを重視しますので、適宜、発言を求められることがあります。				
授業計画					
第1回	ガイダンス 日常生活と法律 民事紛争の解決手段				
第2回	不貞行為と離婚にまつわる事件 離婚慰謝料の請求 不貞行為の相手方に対する慰謝料請求				
第3回	最高裁判決の読解に挑戦しよう①（有責配偶者からの離婚請求）				
第4回	最高裁判決の読解に挑戦しよう②（不貞行為の相手に対する離婚慰謝料の請求）				
第5回	婚約を破棄されたら損害賠償請求できるか。				
第6回	パートナーから暴力等を受けたらどうする。				
第7回	無事に就職できたと思ったらすぐに解雇された。どうする。				
第8回	交通事故に遭った、交通事故を起こした。どうする、どうなる。				
第9回	熱心に勧誘されて衝動買いしてしまった。解約できるか。				
第10回	アパートを変えて引っ越したが、敷金を返してもらえない。どうする。				
第11回	親が借金を残して亡くなってしまった。どうする。				
第12回	平等について考えてみよう。				
第13回	最高裁判決の読解に挑戦しよう③（夫婦同氏制合憲判決 その1）				
第14回	最高裁判決の読解に挑戦しよう④（夫婦同氏制合憲判決 その2）				
第15回	まとめの講義 良き法律家は悪しき隣人か				
第16回	定期試験				
授業時間外の学習	事前に各回に取り上げる事例や判決文等をポータルサイトで配布するので、それをよく読んで、疑問点や自分なりの意見を整理（言語化）しておき、議論に備えます（1.5 時間程度）。授業後は、授業で出てきた基本的な法律概念が理解できたか確認するとともに、授業前とで自分の考えにどのような変化があったかを整理（言語化）してください（1.5 時間程度）。その成果物をレポートとして提出することで成績評価上の加点が認められることがあります。				
履修条件 受講のルール	初学者であることを前提とするので、特別な履修条件はありませんが、授業に主体的に参加することが求められます。授業中は、常に発言を求められることがあることを意識しておいてください。もっとも、特に「良いこと、正しいこと」を言う必要はなく、「その場での思いつき」を述べるだけでかまいません。ただし、「楽しい口頭議論」の実現のため、いたずらに他者を不快にするだけの言動は慎みましょう（これ				

	は受講のルールです。)
テキスト	特定のテキストは用いませんが、コンパクトなものでよいから六法は持参してください。
参考文献・資料	授業中や資料中で適宜紹介します。
成績評価の方法	定期試験 70%、授業に対する貢献度（授業中の発言・レポートの提出等） 30%として総合評価します。授業中の発言やレポートについては、発言（提出）したこと自体及びその発言（記載）内容により、適宜、加点評価しますが、発言（記載）内容により減点評価されることはありません（間違っただけや見当外れのことを言っても、それによって減点評価されることはない。）。 ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。
オフィスアワー	月曜日 14:40 ～ 16:10 金曜日 13:00 ～ 14:30
成績評価基準	秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	裁判官の実務経験に基づいて、一つの事件で一つの判決文が生まれるまでの過程をあれこれ想像しながら、一緒に事例を検討していきます。その中で、「裁判官の悩み」にも触れたいと思います。
学生へのメッセージ	裁判官の世界では、充実した「合議」（通常 3 人の裁判官による評議・議論）が、何よりも重視されます。法学は、自分の意見を持った上で、他者と、柔軟な姿勢で議論を重ねることで、その理解や思考が飛躍的に深まり、結論の妥当性も担保されます。法律実務家の世界では、「その場」での口頭議論の能力が極めて重要です。ただし、私の言う「議論」の目的は、相手を論破することではなく、自分と相手の考え方がどこまでは同じでどこから異なるのか、なぜ異なるのかを確かめ、自分の考えになかった部分があればそれを取り入れて、自分の意見の質を更に高めることです。授業でも、「楽しい口頭議論」を通じて、互いに理解や思考を深めることを目指しましょう。